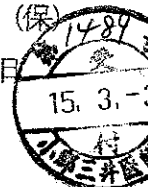


福岡県発第2138号(保)

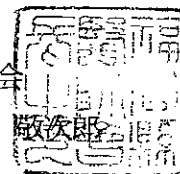
平成15年 3月 3日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 関原 敏次郎



平成14年労災診療費算定基準の一部改定に伴う自賠責保険
診療費算定基準(新基準)の取り扱いについて

標記の件につきましては、平成15年2月21日付け福岡県発第2070号(保)にてご連絡いたしておりましたが、この度、自動車損害賠償責任保険審議会が本年2月25日に開催され、日本医師会 菅谷常任理事及び日本損害保険協会会長より新基準の実施状況とともに、標記の件について報告されたことに伴い、自賠責新基準の取り扱いにつきましては、下記のとおり運用されることとなった旨別紙のとおり日本医師会より通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしく願い申し上げます。

なお、平成14年4月19日付け福岡県発第199号(保)にて通知いたしておりました取扱いにつきましては、本通知により解消されますことを申し添えます。

記

1. 新基準の取扱い

平成14年労災診療費算定基準の一部改正に伴う自賠責保険診療費算定基準(新基準)の取扱いについては、改正後の労災診療費算定基準(平成14年4月1日実施)に準じて算定する。

ただし、労災診療費算定基準において、発症の日から起算して3月までの間は「逡減制または算定単位の制限」を適用しないこととされている再診料、外来管理加算及びリハビリテーション料について、新基準の取扱いにおいては、被害者保護の観点から、さらに3月(発症の日から起算して6月までの間)に限り、個別事案ごとに弾力的な運用を行なうことができることとした。

つまり、本取扱いは、個別の事案ごとに発症の日から起算して6月までの間については、再診料、外来管理加算及びリハビリテーション料の算定において、逡減制または算定単位の制限を適用しない請求を認めるとしたものであります。

なお、同期間内において、医療機関の判断により逡減制等を適用した請求を行なった場合は、その請求額による支払が行なわれることとなります。(請求を受けた損保会社において、逡減制等を適用しない請求に読み替えて支払うことは行いません。)

2. 実施時期

上記1の取扱いとは、平成15年2月診療分より適用される。

ただし、本取り扱いとは、次回労災診療費算定基準の改正時までの措置とする。

3. 経過措置

発症の日が平成15年1月31日以前の事案につきましては、経過措置として、平成15年2月1日を発症の日として取扱うことが可能であります。

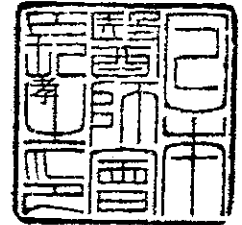
つまり、再診料、外来管理加算及びリハビリテーション料の算定については、平成15年7月診療分までは逓減制または算定単位の制限を適用しない請求が認められることになります。

なお、1月診療分までの診療費について、すでに逓減制等を適用した請求を行なっている事案（診療継続中のもの）においても、医療機関の判断により2月診療分の請求からは、2月1日を発症の日として取扱い、逓減制等を適用しない請求に切り替えていただいて結構です。

日医発第1085号(保176)

平成15年2月27日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
坪井 栄平成14年 労災診療費算定基準の一部改正に伴う
自賠責保険診療費算定基準(新基準)の取扱いについて

平成14年4月1日実施の労災診療費算定基準の一部改正に伴う自賠責保険診療費算定基準(新基準)の取扱いにつきましては、平成15年2月20日付事務連絡(保168)Fにより、自賠責保険担当理事あてに情報としてご連絡申し上げたところであります。

この度、自動車損害賠償責任保険審議会が本年2月25日に開催され、本会菅谷常任理事及び日本損害保険協会会長より新基準の実施状況とともに、標記の件について報告いたしました。

これに伴い、自賠責新基準の取扱いにつきましては、下記のとおり運用されることとなりますので、貴会関係会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

なお、都道府県医師会自賠責保険担当理事あて平成14年4月19日付事務連絡(保16)Fの取扱いにつきましては、本通知の発出をもって解消いたしますことを申し添えます。

記

1 新基準の取扱い

平成14年労災診療費算定基準の一部改正に伴う自賠責保険診療費算定基準(新基準)の取扱いについては、改正後の労災診療費算定基準(平成14年4月1日実施)に準じて算定する。

ただし、労災診療費算定基準において、発症の日から起算して3月までの間は「通減制または算定単位の制限」を適用しないこととされている再診料、外来管理加算及びリハビリテーション料について、新基準の取扱いにおいては、被害者保護の観点から、さらに3月(発症の日から起算して6月までの間)に限り、個別事案ごとに弾力的な運用を行うことができることとした。

つまり、本取扱いは、個別の事案ごとに発症の日から起算して6月までの間については、再診料、外来管理加算及びリハビリテーション料の算定において、通減制または算定単位の制限を適用しない請求を認めるとしたものであります。



なお、同期間内において、医療機関の判断により逓減制等を適用した請求を行った場合は、その請求額による支払が行われることとなります。（請求を受けた損保会社において、逓減制等を適用しない請求に読み替えて支払うことは行いません。）

2 実施時期

上記1の取扱いは、平成15年2月診療分より適用される。

ただし、本取扱いは、次回労災診療費算定基準の改正時までの措置とする。

3 経過措置

発症の日が平成15年1月31日以前の事案につきましては、経過措置として、平成15年2月1日を発症の日として取扱うことが可能であります。

つまり、再診料、外来管理加算及びリハビリテーション料の算定については、平成15年7月診療分までは逓減制または算定単位の制限を適用しない請求が認められることとなります。

なお、1月診療分までの診療費について、すでに逓減制等を適用した請求を行っている事案（診療継続中のもの）においても、医療機関の判断により2月診療分の請求からは、2月1日を発症の日として取扱い、逓減制等を適用しない請求に切り替えることも可能であります。